



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第153号 令和2年1月17日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
15	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
16	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
17	同	同
18	同	同
19	公共測量を終了した旨の通知があった件	同

【収用委員会公告】

番号	表題	担当課名
	土地収用法施行令の規定により公示による 通知を行う件	

徳島県告示第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年一月十七日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
小松島市立江町 立江櫛渕土地改良区	令和元年十一月二十日

徳島県告示第十六号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	三好市山城町下川地内 、三好市池田町馬路地 内及び三好市池田町白 地地内	令和元年十二月十三日から 令和二年七月三十一日まで

徳島県告示第十七号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量 地図情報レベル五〇 ○（航空レーザ測深による河川内の地形測量）	那賀川直轄管理区間（ 河口〓一七・五k）	令和元年十二月二十四日から 令和二年三月二十七日まで

徳島県告示第十八号

国土交通省四国地方整備局四国技術事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（デジタル撮影及び航空レーザ測量）	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、三好市、名西郡石井町、海部郡牟岐町、美波町及び海陽町、板野郡松茂町及び北島町、美馬郡つるぎ町並びに三好郡東みよし町	令和元年十二月二十一日から 令和二年二月二十八日まで

徳島県告示第十九号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、令和元年徳島県告示第四百十一号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和元年十二月二十日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県収用委員会公告

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二により準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

令和二年一月十七日

徳島県収用委員会会長 松尾 泰三

公示による通知

旧土地台帳登載名義人（亡）櫻井貞藏（本籍 徳島県阿南市上中町岡四二六番地）の法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トラノ	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智枝	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 敏明	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智代	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 國臣	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地

土地収用法第四十六条第二項の規定に基づき右記の者に通知すべき左記書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その書類の交付を受けてください。

記

令和二年一月九日付け徳収第一〇四号「審理の開始について（通知）」の書類（注意）右記書類を受領しないときは、令和二年二月三日をもってその書類の送達があったものとみなされます。